

初診に係る保険外併用療養費 《料金改定のお知らせ》

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院、受診した患者さんについて、初診に係る費用（保険外併用療養費）として、診療費とは別に現在3,150円をご負担いただいておりますが、今般、以下のとおり料金を改定いたしますのでご承知おき願います。

改定日： 平成22年9月1日より

料金：（現行）3,150円（税込み）

↓

（改定後） 5,250円（税込み）

（初診の保険外併用療養費について）

厚生労働省は、200床以上の病院と、その地域の医療機関（医院・診療所等）との役割分担を進めており、「初期の治療は地域の医療機関においてかかりつけ医が行い、高度・専門医療は200床以上の病院で行う」ことを目的として設けられた制度です。

そのため、当院を初診で受診された患者さんのうち他の保険医療機関からの紹介状をお持ちではない方、前回受診時に次回以降の予約がなく3ヶ月以上経過した方などにご負担いただいております。

病 院 長